



議案第十九号

職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について

職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十一年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾四年参月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十八年三朔町条例第三〇号）の
一部を次のように改正する。

第二条中「委任を受けたもの」を「委任を受けた者」に、同条第一号中「受けた」
を「受ける」に、同条第四号中「新」を「号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。